

平成18年度決算報告

一般会計 69億2702万円の使い道

町民のみなさんに納めていただいた税金や国・県からの支出金、地方交付税などの収入がどれくらいあって、それらをどのように使ったかについて、みなさんにお知らせします。

～人と自然が響きあうハーモニーガーデンを目指して～

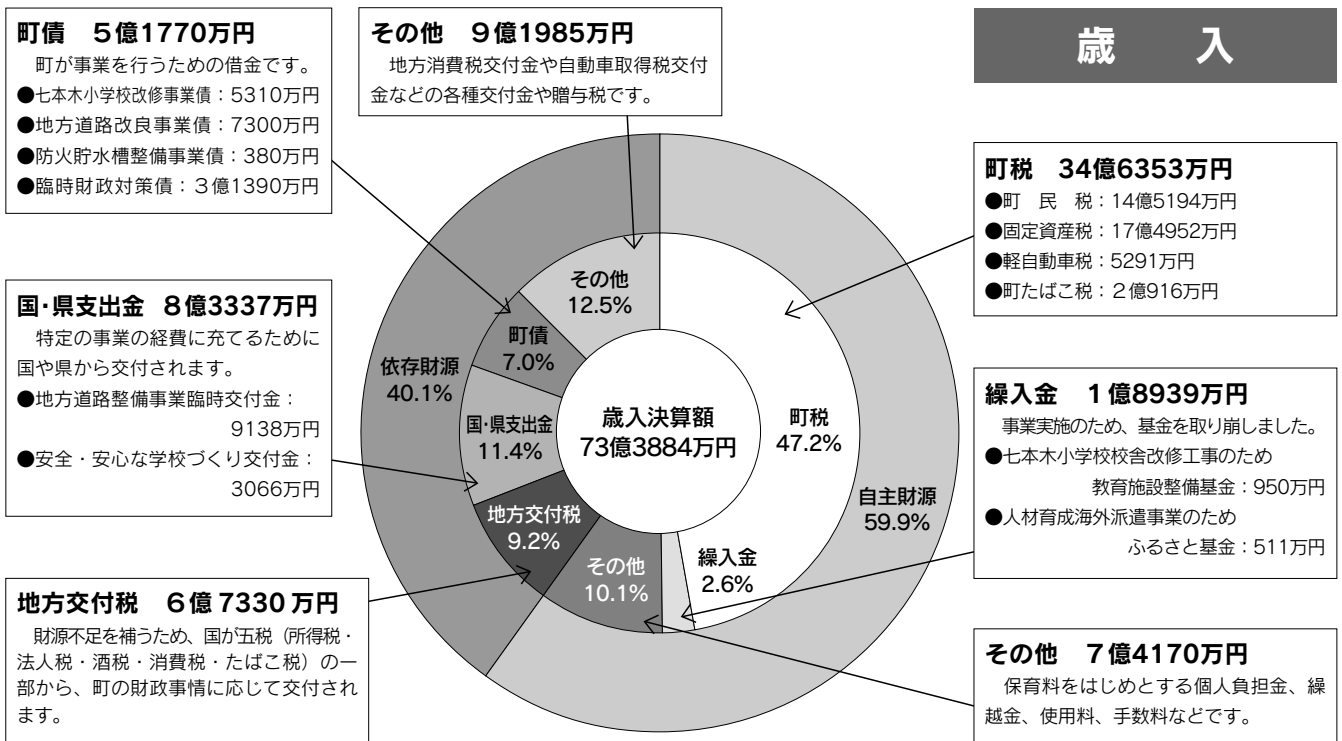
平成18年度の歳入決算額は前年度（74億6583万円）に比べ1.7%の減となっています。町税だけに注目してみると、昨年と比べ5.4%の増となっています。理由としては、固定資産税は評価替えの年に当たり、家屋分は新規の建設分が増になりましたが減収、土地分も依然とした地価下落により減収となり償却資産の伸びを併せても前年度比1.3%減となっています。一方、町民税については景気回復、税制改正の影響で個人・法人ともに増となり前年度比15.1%増で、その分を補う形となっています。ただし、税収の伸びはその分が交付税で減額されたことや、歳出の抑制による事業債の減等により総体として前年を下回っています。それでも、町が自主的に収入できる財源が増えているので、行政の自主性・安定性が高まったといえます。

歳出決算額は前年度（70億8307万円）に比べ2.2%の減となっています。これは、『新行財政改革推進プラン』に基づき各種団体運営費補助金などの事務事業の見直し、職員退職者の不補充や給与構造改革実施による定数管理及び給与の適正化、議会議員定数の削減など各種行政委員会・附属機関及び外郭団体の見直し、その他内部管理経費の削減や道路改良舗装事業などの普通建設事業費の抑制などによるものです。一方で、安全で安心な学校づくりとして七本木小学校の校舎耐震補強工事とトイレ改修工事を実施するとともに、住環境整備のため都市計画道路古新田四ッ谷線整備事業の実施、町道や下水道の整備、産業振興のための上里西部土地改良事業の推進、少子化対策のため児童手当の拡充や住宅リフォーム助成制度の創設をいたしました。町の活性化の施策としては恒例となりました町民ふれあい祭り、町民号を実施いたしました。

ここ数年は、国の地方財政対策により、地方の自治基盤を変革していかなければならない大切な時期です。平成18年度に町の今後10年間の指針となる第4次総合振興計画が策定されましたが、その将来像『人と自然が響きあうハーモニーガーデン』を目指して、予算の効率的な運営に努め、町民の皆さんの行政需要に応じていきます。

町民1人あたりが納めた税金
11万2,544円

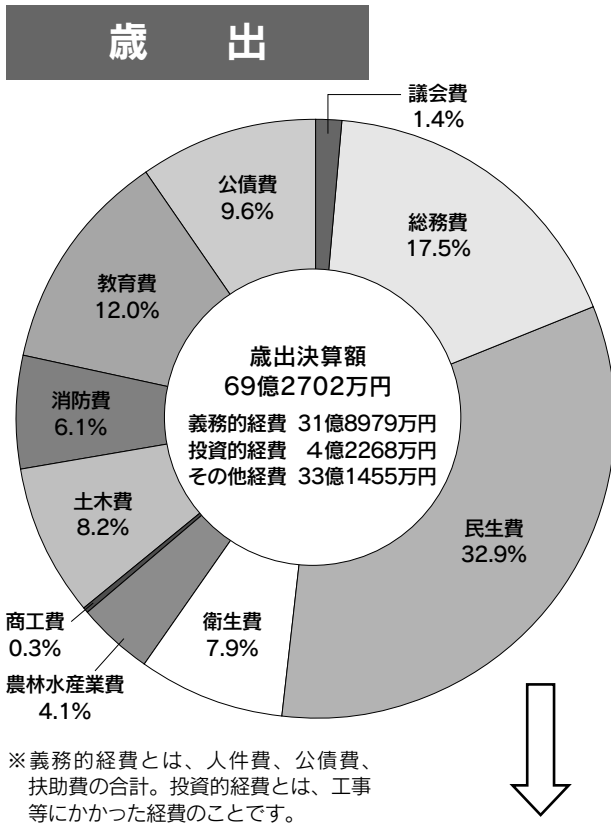
町民1人あたりに使われたお金
22万5,086円



平成18年度上里町水道事業決算

(単位：円)

区分	歳入決算額	歳出決算額
収益的収入及び支出	529,850,851	546,073,860
資本的収入及び支出	19,000,000	731,137,679



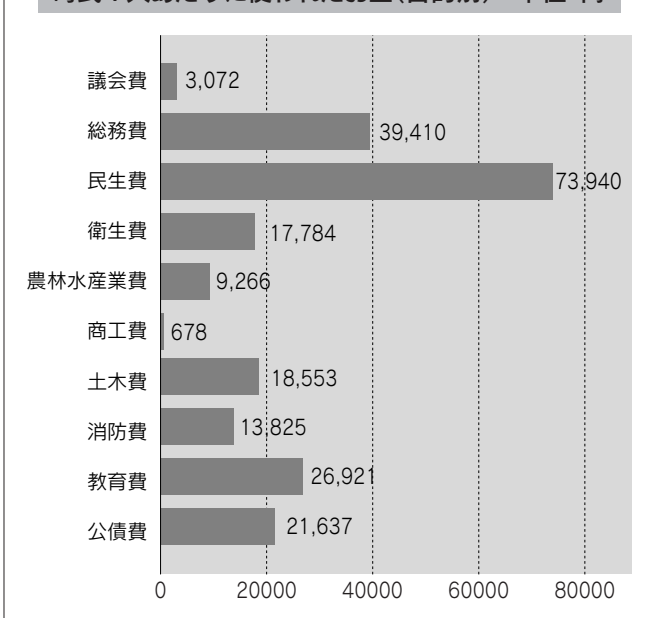
平成18年度上里町会計別決算表

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	7,338,840,773	6,927,024,959
特別会計		
国民健康保険	2,690,991,981	2,591,378,116
介護保険	1,017,566,661	985,220,919
老人保健	1,968,633,643	1,920,534,604
神保原駅南土地区画整理事業	82,843,316	79,905,818
公共下水道事業	621,718,587	620,038,172
農業集落排水事業	16,141,035	14,973,834

①議会費	9455万円	議員の報酬、委員会の運営費など、議会活動に要する経費です。
②総務費	12億1283万円	庁舎、財産の管理、戸籍、統計調査、徴税、選挙、職員管理、などに要する経費です。 (例：総合振興計画策定事業)
③民生費	22億7551万円	社会福祉施設や保育園の運営費、児童手当、心身障害者手当や介護保険の実施等に要する経費です。 (例：重度医療費、乳幼児医療費、児童手当等、保育所運営費委託金)
④衛生費	5億4729万円	町民が健康で衛生的な生活を送れるようにする経費です。 (例：予防接種委託料、基本健診・がん検診委託料、ごみ収集等委託料)
⑤農林水産業費	2億8515万円	農林水産業の振興を図り、基盤の整備や技術の普及・開発支援を実施する経費です。 (例：農業振興事業、土地改良区補助金)
⑥商工費	2087万円	商工業の振興や経営対策の経費です。 (例：保養施設利用補助金、住宅改修等資金補助金)
⑦土木費	5億7097万円	道路、河川、住宅、公園などの建設・整備・維持管理を行う経費です。 (例：道路新設改良費、古新田四ツ谷線整備事業)
⑧消防費	4億2548万円	火災、風水害等の災害から町民の生命や財産を守るための経費です。 (例：広域消防負担金、消火栓維持管理委託料)
⑨教育費	8億2850万円	教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育・社会教育等に要する経費です。 (例：七本木小学校校舎改修工事、賀美小・長幡小・七本木小消防救急袋設置工事、上里中音楽室天井改修工事、上里北中ペランダ補修工事、外国人講師委託料)
⑩公債費	6億6587万円	町が借り入れた地方債(借金)を返済するための経費です。

町民1人あたりに使われたお金(目的別) 単位：円



◆町の借入金

(平成18年度末町債借入残高)

総務債	民生債	農林水産業債	土木債	公営住宅債	消防債	教育債	住宅資金	その他	合計
8億5478万7千円	3億8715万9千円	1億7656万8千円	13億7552万7千円	3億8998万3千円	9524万1千円	3億3655万5千円	2952万9千円	30億4675万1千円	66億9210万円

『新本庄上里学校給食センター』11月着工予定

本庄上里学校給食組合では、平成18年度に議会の議決を得て基本設計を実施しました。その後、平成19年3月から実施設計に着手し、生徒や先生からのアンケート結果や栄養士・調理員など現場で働く人の意見、さらに地元自治会からの要望など、さまざまな角度から検討してまいりました。

その結果、新給食センターの概要がまとまりましたのでお知らせします。基本的には、文部科学省が定めている「学校給食衛生管理の基準」に適合した完全ドライ方式による衛生的な給食センターです。

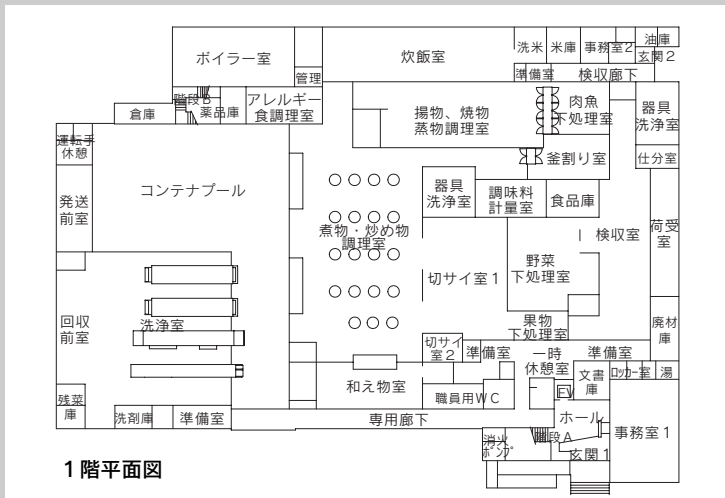
当初の予定では平成20年の2学期から新センターでの給食を予定していましたが、都合により当初の計画より遅れる予定です。



完成予想図

◆計画の概要

- 建設場所 本庄市小島南1丁目8番（福祉会館跡地）
- 敷地面積 8,166㎡（本庄市から組合が借地）
- 床面積 1F 3,220㎡ 2F 869㎡ 屋上階段室 22㎡
合計 4,111㎡
- 総工事費 18億7千万円
- 工期 平成19年11月～平成20年9月（予定）
- 計画食数 9,000食（旧本庄市及び上里町の小中学校に配食）



1階平面図

計画の基本理念

- ・安心で安全な学校給食センターの建設
- ・食物アレルギー対策の実施
- ・地産地消の拡大の方策
- ・地域の食文化を再現する「食の伝承館」の併設
- ・災害時の緊急食糧基地機能の充実

新給食センターの特徴

●新給食センターで炊飯を行います

1日6000食の炊飯ができる施設で、週3回の米飯給食と、より身近なお米の利用が可能となります。

また、炊飯ができることにより、災害時にライフライン（水・ガス・電気等）が停止した場合でも炊き出しができる機能を備えた施設として計画しました。なお、現在のセンターでは炊飯できる機能は

ありませんので、県の給食会が毛呂山町の施設で炊飯したものを各学校に配っています。

●アレルギー対応給食を実施します

調理場に41㎡のアレルギーフード専用の調理室を設置し、対応給食を調理していきます。調理する過程で他の食材と混在しないよう独立した部屋として区切ってあります。

具体的な対応給食の方法等はアレルギー対応委員会を設置して検討しています。

●和え物の調理が可能になります

より高度な衛生管理が求められる和え物室を設けます。これまでの老朽化した施設ではできなかった、和え物や果物のカットが可能になります。

●ドライ方式に変わります

ほとんど床を濡らすことなく調理から洗浄・消毒・保管までの作業をおこなう、きわめて衛生的な方法です。（床が濡れていると大腸菌などの細菌類が繁殖しやすい。）

また、調理場に入るには、体に付着したほこり等を取り除くために、エアシャワーを通らなければならないなど、衛生管理を徹底した施設とな



今後の食器



現在の食器

ります。

●食の伝承館が併設されます

2階会議室の部分に、この地域に伝わる料理などの食文化を記録し、資料が提供できる施設が併設されます。

●食器が変わります。

現在の食器は2点セットでしたが、新しい食器はトレイを含めた4点セットとなります。

今後の予定

10月12日(金)に工事の入札を実施し、本庄上里学校給食組合議会の請負契約の議決を経て落札者と契約します。その後、11月から工事を着工し、平成20年9月に完成する予定です。

工事期間中は工事車両の出入りなど、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

完成後は施設の見学会や試食会、地元との協力による炊き出しの練習なども計画していきます。

給食費について

現在の給食費、小学生は月3800円、中学生は月4700円です。この給食費は食材を購入するためのものです。施設や設備の修繕費及び人件費などには使われておりません。(学校給食法第6条で定められています。)



食物アレルギーに関するアンケート結果

アンケート結果

食物アレルギー対応給食を実施するためにアンケート調査を実施しました。

平成19年3月に全児童・生徒の保護者(中学3年生は除く)7369人を対象にアレルギーに関するアンケートを実施し、6066人から回答をいただきました。

アンケートの主な内容は

- ①アレルギーの判断について
- ②アレルギーを起こす食品はなにか、現れる症状について
- ③家庭での食事について
- ④給食時の対応について
- ⑤現在、除去中の食品はありますか
- ⑥食事後の運動で症状を発症したことがありますか
- ⑦今後の学校給食についてです。

アンケートの結果、食物アレルギーを持っている児童・生徒は、全体の4・27%で315人。その内訳は小学生261人の4・7%、中学生54人で2・98%でした。また、315人の児童・生

徒のうち、医師の診断によるのは162人、自己判断は108人、その他の回答は45人でした。

アレルギーを起こす主な食品は、卵87人・乳45人・そば

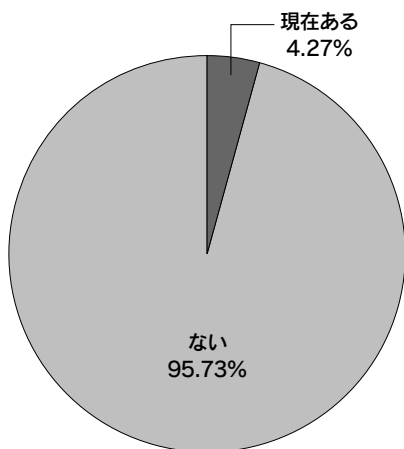
31人・キウイフルーツ31人が上位を占めています。また、現在除去中の食品は、卵38人・乳31人・そば17人などで、原因食品と除去中の食品は同様の傾向にあるようです。

なお、現在の小学1年生には今年度中にアンケートを予定しています。

食物アレルギーを持つ児童生徒の割合

質問

あなたは現在食物アレルギーがありますか？



◆給食センター建設に関する問合せ

本庄上里学校給食組合給食センター建設室

☎21-3020 (直通)

ホームページ

<http://www.kyuushoku.jp/>

平成19年度

町民税・県民税の課税について

町民税・県民税の申告相談を実施しています

町では、町民税・県民税の申告が必要と思われる方を対象に申告相談を実施中です。対象者には、申告のお願いを7月初旬・9月初旬に通知しています。

なお、申告は随時受け付けていますので、申告を済ませていない方はお早めに申告をお願いします（都合のよいつきに役場1階税務課窓口にお越しください）。

◆対象

- ① 所得がなく、家族から扶養されている方
- ② 給与支払報告書（年金を含む）が町に提出されていない方
- ③ 不動産収入または報酬（外 交員報酬を含む）等があり、申告をしていない方
- ④ 公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない方（特別控除を受けるには申告が必要）

※上里町高齢者事業団からの報酬があり、申告をしていない方は申告してください。
 ※生活保護を受給されている方、寡婦・寡夫の方、譲渡所得等のあった方は申告相談の際、事前に申し出てください。

※内容により、所得税の申告が必要になる場合があります。



所得・課税証明書等の発行について

これから申告をする方で、所得・課税証明書等が必要な場合は、申告の後に発行します。その申告により町民税・県民税が課税される方については、後日納税通知書を送付します。

扶養控除の確認について

申告書または給与支払報告書（年金を含む）に基づき、扶養の確認をしています。

次の①②に該当する方には、電話または文書で問い合わせをする場合がありますので、ご協力をお願いします。

- ① 重複して扶養をとっている場合（複数の納税義務者が同一の方を扶養対象親族とすることはできません）
- ② 確定申告または給与支払報告書（年金を含む）に扶養の記載はあるが、その扶養者を特定できない場合

※町外の方を扶養している場合は、その住所地の市区町村へ被扶養者の合計所得等の問い合わせを行います。

※確認の結果、扶養等を取り消した場合は、本人または勤務先に税額変更の通知を送付します。

寡婦控除の確認について

夫と離婚し、再婚していない方について、扶養親族あるいは総所得金額が38万円以下の生計を一とする子を有することが、寡婦控除を受ける条件です。該当していない場合は、控除を取り消します。ま

本庄税務署からのお知らせ

～平成19年11月1日から～
**国税局に電話相談センターを開設し、
 税務署の代表電話が自動音声案内に変わります。**

税務署の代表電話から音声案内にしたがつて、税法の解釈や適用方法、申告や申請の手続方法などについての質問・相談については『**1**: 電話相談センター』を、また、面接相談の予約、税務署からの調査・照会・お尋ねに関すること、納税に関するご相談・問合せ、税務署の職員に直接ご用がある場合は『**2**: 税務署』を選んでいただくようお願いいたします。

なお、電話相談センターの開設に伴って、埼玉県内8税務署に設置されている税務相談室分室での電話相談や面接相談はなくなります。

◆問合せ

本庄税務署総務課 [☎22-2111]

配当所得の確認について

た、本人への確認の問い合わせをするにもありますので、ご了承ください。

配当所得があった方で、所得税がすでに源泉徴収されている方であっても、別に住民税が課税される場合があります。該当する場合は、小額の配当所得であっても住民税は

◆問合せ

税務課住民税係

☎35-1220（直通）

納税窓口

夜間・休日開庁のお知らせ

◆10月の開庁日

【夜間（午後9時まで）】

10月5日(金)・15日(月)・25日(木)

【休日（午前8時30分～正午）】

10月14日(日)

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係

【☎35-1220内1121】

◆お知らせ◆

税の納付は便利、確実な『口座振替』のご利用を！

税務通信



建物の用途を
変更された方へ
（事業用⇄家庭用）

平成19年中に建物の用途を変更された方はいらっしゃいませんか？
例えば、今まで店舗として使用していた建物を、現在住宅の一部（物置）として使用

している場合などのように、事業用から家庭用または家庭用から事業用に用途が変更された場合には、『建物用途変更』の手続きをお願いします。

なお、平成19年以前に変更された方も対象となりますので、同様に手続きを行ってください。

何か不明な点がありましたら、問合せまでお願いします。

◆届出方法

1階税務課⑩番窓口において、手続きを行ってください。

◆持参するもの

印鑑

◆届出期間

12月7日(金)まで

※届出いただいた建物については、税務課職員が現地の確認に伺います。

◆問合せ

税務課資産税係【☎35-1220内1111】

税の納付は便利、
確実な『口座振替』で

忙しくて納期ごとに金融機関に行く暇がなかったり、つい納期を忘れそうになったり

…。口座振替にすればそんな心配はいりません。一度手続きをすると翌年度から自動的に継続されます。手続きは簡単です。詳しくは口座をお持ちの金融機関、または税務課収税係までお問合せください。

◆問合せ
税務課収税係【☎35-1220内1121】

『滞納整理特別対策』
実施中！

日曜日や平日夜間に、役員課長等と税務課等職員が、町内において滞納整理を実施しています。

これは、収納率を向上させ、『税の安定確保』をはかり、住民の福祉向上に資するための全庁的な取り組みとして推進しているものです。

税は、納期限内の納付をお願いします。便利な口座振替をご利用ください。

奥さんのパート収入と税金（平成19年度用）

【Aさんからの質問】

私は夫の扶養になっています。パート収入がどのくらいまでだったら扶養でいられるのでしょうか。また、どのくらいになると税金がかかりますか。

なお、私にはパート収入以外はありません。

【答え】

税法上の扶養となれるのは、給与が年収103万円以下の方です。

この範囲ですと、本人の所得税は非課税です。しかし町県民税は、年収93万円を超えると課税になります。またご主人も、妻の収入103万円までは配偶者控除、103万円から141万円未満までは配偶者特別控除が受けられます。

なお、社会保険における扶養や、手当の基準などは、これとは別に基準がありますので、ご主人の会社等に確認してください。

扶養の範囲

パート収入	奥さん自身の税金		夫の配偶者控除等		配偶者控除
	町県民税	所得税	町県民税	所得税	
0～930,000	—	—	33万円	38万円	配偶者特別控除
930,001～1,000,000	均等割 4,000円	—	33万円	36万円	
1,000,001～1,030,000	均等割 4,000円 +所得割 10%	5%	33万円	31万円	
1,030,001～1,049,999			33万円	26万円	
1,050,000～1,099,999			31万円	21万円	
1,100,000～1,149,999			26万円	16万円	
1,150,000～1,199,999			21万円	11万円	
1,200,000～1,249,999			16万円	6万円	
1,250,000～1,299,999			11万円	3万円	
1,300,000～1,349,999			6万円	—	
1,350,000～1,399,999			3万円	—	
1,400,000～1,409,999			—	—	
1,410,000～	—	—	—	—	

※夫は、合計所得が1000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができません。

※配偶者以外の親族については、給与収入103万円（所得38万円）以下が扶養控除の範囲となります。

後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から新たに独立した医療制度が始まり、対象者は75歳以上の後期高齢者となります。

◆被保険者

新たな医療制度の被保険者となる方は、埼玉県内にお住まいの75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定の障害のある方（申請して広域連合の認定を受けることが必要。現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じ）です。※健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の被保険者ではなくなります。

◆加入する日

- ・75歳になったとき
- ・（75歳の誕生日当日から）
- ・75歳以上の方が上里町に転入した日から
- ・65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が申請して広

域連合から認定を受けた日から

◆被保険証（保険証）

平成20年3月下旬にお手元に届く予定です。

◆保険料

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課します。保険料の徴収方法は原則として特別徴収（いわゆる年金天引き）の方法によります。

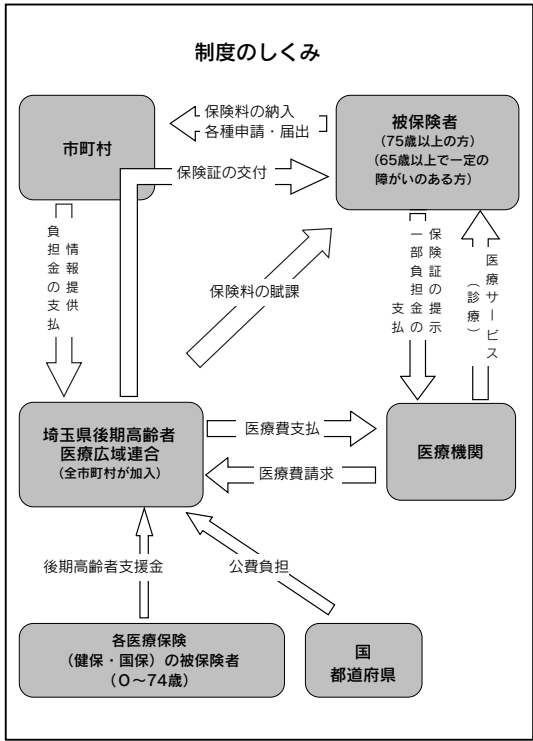
◆お医者さんにかかる時

埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ち

◆運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

上里町では、保険料の徴収、各種申請・届出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。



◆国民健康保険税の内容も変更になります

後期高齢者医療制度の施行に伴い、『後期高齢者支援金』が、平成20年度より国民健康保険税の中に『支援金分』として含まれます。

0～39歳	国民健康保険税 (医療分)	国民健康保険税 (医療分) (支援金分)
40～64歳	国民健康保険税 (医療分) (介護分)	国民健康保険税 (医療分) (介護分) (支援金分)
65～74歳	国民健康保険税 (医療分)	国民健康保険税 (医療分) (支援金分)
75歳～	国民健康保険税 (医療分)	後期高齢者 保険料

◆国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）が開始されます

対象者は、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している方です。

ただし、介護保険料と国民健康保険料との合算額が、年金受給額の2分の1を超える場合は、国民健康保険税は特別徴収の対象とはなりません。※計算方法等、詳しい内容はわかり次第、広報等でお知らせします。



問合せ

・後期高齢者医療制度について
健康保険課医療年金係
☎ 35-1222内1223
・国民健康保険税について
税務課住民税係
☎ 35-1220内1133

国民年金コーナー

No.280

老齢基礎年金を

受けるためには…

①最低25年以上、保険料納付期間等が必要でず

- ◆国民年金保険料を納めた期間
- ◆国民年金保険料の全額免除や多段階免除(※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ◆第3号被保険者期間
- ◆厚生年金、共済組合の加入期間
- ◆任意加入できる方がしなかつた期間(カラ期間)

をあわせて25年以上必要です。
※一部免除の承認を受けた月でも、残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

②原則として65歳から受けられます

例外として『繰上げ請求』と『繰下げ請求』の制度があります。

◆繰上げ請求↓希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度
(注意!) 障害基礎年金の請求ができない、寡婦年金が受けられないなどの給付制限があります。

◆繰下げ請求↓希望すれば66歳以降に遅らせて増額した年金を受けられる制度
(注意!) 振替加算も繰下げになる、65歳に達したときや65歳以降に老齢の年金以外(例:遺族厚生年金)の受給権を得た場合は繰下げ請求ができません。

※両制度とも、一度決まった支給率(年金額)は、一生変わらないので注意が必要です。

③年金額

加入可能年数(40年間)を納めると、年額792100円(平成19年度額)です

◎付加保険料を納めた方には、老齢基礎年金に次の額が加

◆付加年金額(年額) Ⅱ
200円×付加保険料を納めた月数

算されず。

④受け取るための手続き先

●国民年金の第1号被保険者期間のみの方:市区町村の国民年金係へ

●前期以外の方(第3号被保険者期間を有する方や厚生年金の加入期間がある方):社会保険事務所へ

⑤問合せ

健康保険課 ☎35-1222
2内1221-1224
熊谷社会保険事務所 ☎048-522-5211

指名競争入札の結果		※単位は円。金額については消費税込みの契約金額です。	
◆平成19年8月29日分			
工事名	落札金額	落札業者	
① 平成19年度 上水道配水管布設(19-3)工事	9,030,000	入建工業(株)	

平成19年度 人権教育指導者養成講座受講者募集

町民の人権にとつて、重大かつ緊急な課題である同和教育を人権教育の中心にとらえながら、あらゆる人権問題の完全解消をめざしていきま

す。そのため、人権問題の諸課題を自覚し、自ら実践を行う人材の養成するために、人権教育指導者養成講座を開催します。

日時: 10月30日(火)〜平成20年2月まで(全7講座)

会場: 上里町役場・会議室

対象: 町民・人権問題の推進に関わる者・各種団体等

定員: 50名程度

申込: 10月17日(水)までに生涯学習課まで(全日程修了者には、修了書を授与)

問合せ: 生涯学習課生涯学習係 ☎35-1245内3801

里親制度を知っていますか?

～今、里親をもとめています～

◆里親とは…

里親とは、病気や家庭の事情など何らかの理由で、親が子どもを育てられない場合に、一時的または継続的に子どもを預かり、育てる方のことです。近年、親が育てられず保護を必要とする子どもが増えています。子供が健やかに育つには、温かい環境の中で過ごすことがとても大切です。

◆里親になるためには…

里親になるためには、一定の条件を満たす必要がありますが、原則として特別な資格は必要ありません。熊谷児童相談所や上里町役場福祉子ども課までお問合せください。里親制度の詳細については、埼玉県福祉部子ども安全課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BG00/satooya.html>

◆問合せ

福祉子ども課子ども青少年係 ☎35-1236(直通)
熊谷児童相談所里親担当 ☎048-521-4152

こんにちは！
保健師 &
栄養士です

保健センターからのお知らせ

問合せ…保健センター [☎33-2550]

高齢者等の『インフルエンザ予防接種』のお知らせ

町では、次に該当する方のうち、希望者に対してインフルエンザ予防接種を行います。

希望される方は、事前に指定実施機関に予約をし、予診票等を持参のうえ、期間内に接種してください。

●実施期間 10月1日(月)～平成20年1月10日(木)

●該当者 ①65歳以上の方（昭和17年12月31日以前に生まれた方）

…9月下旬に通知します。実施期間中に65歳を迎える方には順次発送していきます。

②60歳以上65歳未満の方（昭和18年1月1日～昭和22年12月31日までに生まれた方）で、一定の心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を認定された方（この場合は医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要）

…②に該当する方でインフルエンザ予防接種を希望される方は保健センターへ申し込みください。

●料 金 自己負担額1,000円（生活保護世帯の方は無料）

●回 数 実施期間内1回

●接種会場 指定実施機関（一覧表を通知に同封）

『母親学級』のおしらせ

保健センターでは、妊婦さんやそのご家族の方を対象に母親学級を実施しています。お話や実習を通して、妊娠中の生活やお産のこと、赤ちゃんの育て方などをみなさんと一緒に学んでいきます。同じ体験をしているお友達とのめぐり会いもあります。お気軽にお出かけください。

日 時 11月9日(金)・10日(土)・20日(火)・26日(月)

(4回で1コース)

受付：午前9時30分～（10日は午前9時～）

会 場 保健センター

準 備 母子手帳、筆記用具、飲み物など

参加費 無料

※その他、詳細は保健センターへお問い合わせください。



～生活習慣病予防教室 今こそ健康宣言！～

『からだ改革塾』のお知らせ

日 程 11月19日(月)・26日(月) 12月7日(金)・21日(金)

1月16日(水)・28日(月) 2月4日(月)・25日(月)

3月10日(月)・24日(月) (全10回)

◆対 象 正しい知識を身につけ、生活習慣病を予防するため減量したいと思っている40～64歳までの方。概ねBMI（肥満指数）が25以上の方で、運動を制限されていない方。
BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

◆内 容 運動、調理実習など

◆定 員 20名（先着順）

◆申 込 11月9日(金)までに電話で保健センターへ

■第1回

日 時 11月19日(月)
午前10時～正午

会 場 上里町民体育館

内 容 楽しく身体を動かしましょう

準 備 上履き、運動のできる服装、バスタオル、水分補給用の飲み物

※第2回以降の詳細は、第1回でお知らせします。

保健センター予定表 ☎33-2550

10月	1日(月)	住民健康診断
	5日(金)	
	9日(火)	
	12日(金)	
	1日(月)	歯周疾患検診
	5日(金)	
	10日(水)	BCG (平成19年6月生)
	16日(火)	
	17日(水)	赤ちゃん相談
	19日(金)	2歳児歯科健診 (平成17年9月生)
22日(月)	1歳6か月児健診 (平成18年3月生)	
23日(火)	3歳6か月児健診 (平成16年3月生)	
24日(水)	7・8か月児健診 (平成19年2月生)	
25日(木)	3・4か月児健診 (平成19年6月生)	
11月	2日(金)	BCG (平成19年7月生)
	5日(月)	献血 (会場…上里町役場)
	5日(月)	ポリオ
	7日(水)	

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所 ☎24-2003

診療科目…内科、小児科
 診察場所…本庄市保健センター内
 (本庄市小島南2-4-12)
 診察時間…午前9時～正午
 午後1時～4時
 午後7時～10時

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また、変更になる場合もあります。

10・7(日)	高橋外科整形外科	☎22-6211
10・8(月)	高山整形外科	☎22-3245
10・14(日)	辻クリニック	☎35-1116
10・21(日)	中沢皮膚科	☎22-1112
10・28(日)	中村外科医院	☎21-6211
11・3(土)	西澤整形外科	☎33-0600
11・4(日)	根岸医院	☎72-0071

小児救急電話相談 (#8000)

休日や夜間の子どもの急病(発熱、下痢、おう吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、小児科経験のある看護師が相談に応じます。また、必要に応じて医師の助言を受け対応します。

◆相談方法(電話による相談)


※埼玉県内のどこからでも電話で『#8000』をプッシュすることで、相談窓口につながります。携帯電話からの相談も可能です。

◆相談受付時間

- ・平日(月～土)
午後7時～午後11時
- ・休日(日・祝・年末年始)
午前9時～午後11時

◆問合せ

埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当
 ☎048-830-3538



医療の欄

豊かに過ごそう 『更年期』

本庄市児玉郡医師会広報部提供

『いくつになっても美しくありたい』というのは、すべての女性の願いです。美人の条件はさまざまですが、その基本は『健康であること』です。特に女性の体内でホルモン環境が大きく変化する更年期には、更年期障害だけでなく、

く生活習慣病などが現れ始めます。更年期を健康に過ごすために、健康の三原則(①バランスの取れた食事、②適度な運動、③休養)が基本です。まず、カルシウムをたっぷりとり、肉やインスタント食品を控えるにして脂肪と塩分を減らしたバランスのとれた食事を腹七〇八分ぐらいとり

次に運動ですが、急に本格的なスポーツを始める必要はありません。かえって障害が出てしまうことがあります。こまめに体を動かすこと、なかでも歩くことはだれでもどこでもできる手軽な運動療法です。背筋を伸ばし胸を張って、いつもより大股ぎみに、

額にうつすら汗がにじむ程度のスピードで歩きます。そして何より大事なことは、毎日続けることです。最後に休養ですが、テレビを見たりごろ寝することではストレスからくる疲労は解消されません。レジャーや熱中できる趣味を持って気分転換をはかる『アクティブな休養』をとるように心がけましょう。

～血液が不足しています～
献血にご協力ください!

日時 11月5日(月)、午前9時30分～正午
 会場 上里町役場
 対象 16歳から69歳までの健康な方

※なお65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。
 ※献血間隔やその他不明な点は問合せへご連絡ください。

問合せ 埼玉県赤十字血液センター [☎042-985-6933]



平成20年度の 保育所入所申込を 受け付けます

保育所は、その児童の保護者が就労、疾病などにより、その児童の保育ができず、かつ同居者がその児童の保育をすることができない場合、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。

そのため、保育所は幼児教育の場として、小学校の入学準備、あるいは集団生活に慣れさせるためということのみでは入所の対象になりません。あくまでも家庭で保育できない（保育に欠ける）児童が対象になります。

申込の手続きは？

別表のとおり、入所申込の受付を行います。申込用紙は10月1日(月)から福祉こども課

別表

受付日	保育所名	所在地	定員
11月5日(月)	長幡保育園	藤木戸145	60名
	中央保育園	七本木292	60名
11月6日(火)	萌美保育園	金久保1560	90名
	ひまわり保育園	七本木3316-3	120名
11月7日(水)	安盛保育園	神保原町263	150名
	めぐみ保育園	神保原町1016	90名
11月8日(木)	指定日当日受付できなかった方等		

時間…午前9時～11時30分・午後1時15分～4時30分
会場…上里町役場・2階203会議室

こども青少年係または各保育所で配布します。また、受付当日は保護者に関する聞き取り調査を行いますので、児童や家庭に詳しい方がご来庁ください。

申込時に必要なものは？

- ① 印鑑
- ② 保育所入所申込書
- ③ 家庭状況申立書
- ④ 保育に欠けることの証明書（就労証明書・内職証明書・営業証明書・その他家庭状況に依りて）

入所の決定は？

保育に欠ける程度の高い児童を優先に選考し、各保育所の定員に応じて入所できる児童には、2月中旬に通知します。

保育料の決定は？

保育料は税額により決定しますので、次の書類を申し込み後に準備し、提出してください。

◆平成19年分の所得税がわかる書類（源泉徴収票・確定申告書の写し）

◆平成19年度市区町村民税額がわかる書類（課税証明書等）
：平成19年1月2日以降、上里町に転入した方のみ必要
※保育料は平成20年4月中旬に決定し通知します。

◆問合せ

福祉こども課こども青少年係 [☎35-1236 (直通)]



神保原駅南土地地区画整理地区内の保留地を公売します

神保原駅南土地地区画整理事業地区内の保留地を公開抽選により公売します。

◆申込資格及び条件

- ① 契約行為ができる方
 - ② 自己の住宅を新築しようとする方
- ※申込は1世帯1人です。ただし共同で申し込む場合を除きます（申込者が契約者・登記名義人となりません）。
※共有希望の方は共同で申し込みください。

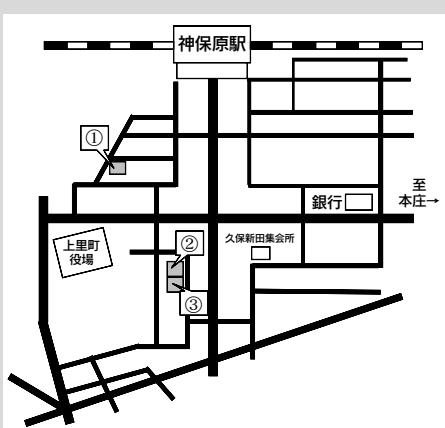
◆公売案内書の配布

上里町役場・2階まち整備課都市計画係で午前9時～午後5時までの間にお渡しします（土・日・祝日を除く）。
必要事項が記載されていますので、申込を希望する方は必ずお読みください。

◆申込受付

11月13日～22日までの間、午前9時～午後4時まで、上里町役場2階・まち整備課へ必要書類を持参してください（郵送不可、土・日・受付可）。

◆保留地ローンについて
町と協定を結んだ金融機関の融資を利用することもできます。



面積	単価	公売価格	用途地域
①約340㎡ (約102.8坪)	54,800円/㎡	18,632,000円	第二種中高層住居 専用地域
②約295㎡ (約89.2坪)	45,700円/㎡	13,481,500円	
③約295㎡ (約89.2坪)	48,700円/㎡	14,366,500円	

◆問合せ…まち整備課都市計画係 [☎35-1227内2121]